

○長崎市指定管理者制度暴力団対策要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指定管理者制度の適正な運用の確保に資するため、指定管理者制度による公の施設の管理に関し、暴力団又は暴力団関係者の介入を排除する措置について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指定管理者 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に基づき、本市の指定を受けて、公の施設の管理を行う団体をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団関係者 暴力団の構成員又は暴力団に協力し、若しくは関与する等これに関わりを持つ者その他集团的に若しくは常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがある組織の関係者であるとして、警察等捜査機関から通報があつた者又は警察等捜査機関が確認した者をいう。
- (4) 代表者等 法人にあつては、非常勤を含む役員及び経営に事実上参加している者、任意の団体にあつては、その代表者及び経営に事実上参加している者をいう。
- (5) 密接な交際 友人又は知人として、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするなど、の交遊をしていることをいう。この場合において、偶然出会つた場合などは含まないが、年1回でもその事実がある場合には当該要件に該当するものとする。
- (6) 不当要求 合理的な理由がないにもかかわらず、暴行、脅迫、威圧する言動その他の不当な手段により、違法若しくは不適正な要求をすることをいう。この場合において、暴力団又は暴力団関係者以外の者の行為を含むものとする。

(指定管理者選定候補からの排除)

第3条 市長は、公の施設の管理運営に係る指定を受けようとする法人その他団体の代表者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、長崎市公の施設管理運営調整委員会（長崎市公の施設管理運営調整委員会要綱（平成15年11月10日施行）第1条の規定に基づき設置するものをいう。以下同じ。）の議を経て、その団体を指定管理者の選定候補から排除することができるものとする。

- (1) 代表者等が、暴力団関係者であるとき。

- (2) 代表者等が、暴力団関係者を使用したとき。
 - (3) 代表者等が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたとき。
 - (4) 代表者等が、暴力団関係者と密接な交際等を有しているとき。
- (指定管理者の取消し)

第4条 市長は、指定管理者の代表者等が次のいずれかに該当すると認めるときは、長崎市の施設管理運営調整委員会の議を経て、地方自治法第244条の2第11項の規定に基づきその指定を取り消すことができるものとする。

- (1) 代表者等が、暴力団関係者であるとき。
- (2) 代表者等が、暴力団関係者を使用したとき。
- (3) 代表者等が、暴力団関係者に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与えたとき。
- (4) 代表者等が、暴力団関係者と密接な交際等を有しているとき。
- (5) 指定管理者が、公の施設の管理運営に係る業務を暴力団又は暴力団関係者に対し、再委託したとき。

(排除等の通知)

第5条 市長は、前2条の規定により排除又は取消しを行つたときは、当該団体又は当該指定管理者に対しその旨を通知するものとする。

(不当要求を受けた場合の報告等)

第6条 指定管理者は、公の施設の管理について不当要求を受けた場合は、速やかに警察への届出を行う義務を負うものとする。

2 指定管理者は、前項の警察への届出に加え、速やかに不当要求報告書（別記）により、市長へ報告する義務を負うものとする。

(妨害の際の措置)

第7条 市長は、前条第2項の報告を受けた場合は、当該指定管理者に対し、必要な措置を講じるものとする。

(介入の事実の確認)

第8条 暴力団又は暴力団関係者の介入の事実の確認は、警察からの情報提供及び通報に基づき行うものとする。

附 則

この要綱は、平成17年12月21日から施行する。

附 則（平成19年 3月27日決裁）

この要綱は、平成19年 3月27日から施行する。

附 則（平成19年 7月 1 日決裁）

この要綱は、平成19年 7月 1 日から施行する。

様式（第6条関係）

不 当 要 求 報 告 書

年 月 日

（あて先）長崎市長

団体名
所在地
代表者
報告者・電話番号

1 公の施設名

2 不当要求の相手等

不当要求者の所属・氏名	
住 所	
不 当 要 求 日 時	平成 年 月 日 () 時 分 ～ 時 分
不 当 要 求 方 法	電話・面談（場所： ）その他（ ）
応 対 者 の 職 ・ 氏 名	

3 不当要求の内容

4 警察への通報（通報の有無： 有 ・ 無 ）

通 報 の 日 時	平成 年 月 日 () 時 分
担 当 者 名	警察署 課
警 察 か ら の 指 示 等	

様式（第 6 条関係）